

榎一丁目市有地貸付けの概要

榎一丁目市有地（以下「市有地」という。）の貸付けを希望される方は、下記の内容を御確認ください。詳細は、「武蔵村山市普通財産（榎一丁目市有地）の貸付けに関する要綱」（以下「要綱」という。）を御参照ください。

記

1 貸付けできる用途（要綱第4条第1項）

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体
 - ・ 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するもの
- (2) 非営利団体その他団体
 - ・ 市民福祉の向上に資すると認められるもの
 - ・ 公益性を有すると認められるもの
 - ・ 地域経済の活性化に資すると認められるもの
 - ・ その他市長が適当と認めるもの

例：今までの実績

資材置場：公共工事のための資機材置場

2 貸付けできない用途（要綱第4条第2項）

- (1) 実施する事業の目的又は意図が明確でないと認められるもの
- (2) 悪臭、汚染、騒音等により、周辺環境や地域住民の生活環境を損なうおそれのあるもの
- (3) 青少年等に悪影響を及ぼすと認められるもの
- (4) 市の品位を損なうおそれがあると認められるもの
- (5) 第三者への転貸を目的としたもの
- (6) 市有地に容易に除去できない建物又は構造物を設置するもの
- (7) その他、市長が適当でないと認めるもの

3 貸付期間（要綱第2条）

1日単位で貸付けを行います。

資材置場：6か月以内（市と協議の上、最長2年間まで更新できます。）

4 提出書類（要綱第6条、第9条）

- (1) 普通財産貸付申請書（案内図及び平面図を添付）

- (2) 法人又は団体(法人格を有しない者は代表者)の国税及び地方税の納税証明書(直近1年分のもの)
- (3) 事業提案書(第1号様式)
- (4) 宣誓書(第2号様式)
- (5) 貸付料の特例に関する調書(貸付料の特例の適用を受ける場合)
- (6) その他(詳しくは「榎一丁目市有地貸付申請時に必要な書類一覧」を御覧ください。)

5 貸付料(要綱第8条)

貸付料は、要綱に基づき算定します。

算定式(年額)：

$$\begin{aligned} & (\text{当該年度の固定資産税相当額} + \text{都市計画税相当額}) \times 2.7 \\ & \div (\text{市有地総面積 } 36,750.94 \text{ m}^2) \times (\text{貸付面積}) \text{ (1,000円未満端数切捨て)} \end{aligned}$$

※ 令和5年度の貸付料の目安は、1日1m²当たり約4円です。

6 原状回復(要綱第12条)

貸付契約満了時には原状回復し、原状回復報告書を提出してください。

なお、資材置場の貸付けについては、添付書類のうち事業の収支報告書の提出は不要です。

7 注意事項

- (1) 市有地内に建物、家屋とみなされる構造物(プレハブを含む。)を設置しないでください。なお、仮設トイレの設置は、形態により可能とします
- (2) 時間に関わらず、近隣の迷惑となる騒音や振動を発生させないよう御留意ください。市有地内での車両走行は徐行を心掛け、土ぼこりの発生等を防いでください。
- (3) 市が公用のために市有地を使うことがあります。その際は市の指示に従ってください。
- (4) 市有地からの退出時は、車両出入口の施錠を確実に行ってください。鍵番号は、関係者以外に教えないでください。
- (5) 市有地付近の公道上で、路上駐車及び長時間の停車をしないでください。
- (6) 他の利用者もおりますので、貸付区画以外に車両を駐停車したままにしないでください。
- (7) これまで貸付を行ったことのない部分は、砂利敷転圧等して車両の重量による不陸が生じないように事前に整備をお願いします。なお、その費用については市では負担しません。貸付終了時の現状復旧については砂利等の撤去は不要です。